

1 議 事 日 程

〔令和2年太宰府市議会 建設経済常任委員会〕

令和2年3月5日

午前10時00分

於 全員協議会室

日程第1 議案第15号 太宰府市公園条例の一部を改正する条例について

日程第2 議案第16号 令和元年度太宰府市一般会計補正予算（第7号）について

日程第3 意見書第1号 I R推進法及びI R整備法の廃止を求める意見書

2 出席委員は次のとおりである（5名）

委員長	宮原伸一	議員	副委員長	上	疆	議員
委員	橋本健	議員	委員	入江	寿	議員
〃	堺	剛				議員

3 欠席委員は次のとおりである（1名）

委員 村山弘行 議員

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（10名）

都市整備部長	井浦真須己	観光経済部長	藤田彰
都市計画課長	竹崎雄一郎	建設課長	中山和彦
観光推進課長兼 地域活性化複合施設太宰府館長	友添浩一	国際・交流課長	木村昌春
産業振興課長併 農業委員会事務局長	伊藤健一	建設課用地担当課長兼 県事業整備担当課長	伊藤剛
上下水道課長	佐藤政吾	上下水道施設課長	小柳憲次

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	阿部宏亮	議事課長	吉開恭一
書記	斉藤正弘		

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（宮原伸一委員） 定員数に達しておりますので、ただいまから建設経済常任委員会を開催いたします。

本日は、2月28日の本会議において当委員会に審査付託されました条例の一部改正1件、補正予算1件、意見書1件につきまして審査を行います。

審査の順は、お手元に配付しております日程の順といたします。

それでは、審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第15号 太宰府市公園条例の一部を改正する条例について

○委員長（宮原伸一委員） 日程第1、議案第15号「太宰府市公園条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

都市計画課長。

○都市計画課長（竹崎雄一郎） 議案第15号「太宰府市公園条例の一部を改正する条例について」ご説明いたします。

議案書は39ページから41ページ、新旧対照表につきましては24ページ、25ページとなります。

多様化する住民ニーズにより、効果的、効率的な都市公園機能の増進を図るため、意欲ある地域住民が公園の管理に参画することや、専門的ノウハウのある民間事業者などが公園施設を設置、管理を行うことができるよう、都市公園法第5条第1項の規定に基づく必要な条項を追加するものでございます。

現在、公園清掃活動のための掃除用具などを収納するために設置してあるなど、地元自治会などで積極的な公園管理を行っている状況がございます。

公園の占用につきましては、平成24年度に監査から指摘を受け、都市公園法第6条第2項の規定に基づく許可で対応していたところがございますけれども、都市公園法第5条第1項の規定に基づき、公園施設として市の条例で設置、管理を定めることが必要であるとの判断から、今回太宰府市公園条例の一部を改正するものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（宮原伸一委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

堺委員。

○委員（堺 剛委員） ありがとうございます。

ご説明いただいたとおり、私も監査委員としてしとかなないといけないなと思っていますけれ

ども、監査が指摘している内容について、今回条例化されたという認識でよろしいかという点と、もう一点は近隣地帯の状況はどういう状況なのか、要するに市民公園でございますので、市民の皆様がご利用いただいている公園の全体の条例化に伴う近隣の状況がおわかりになればお示しいただければと思います。

○委員長（宮原伸一委員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） ご質問にお答えします。

まず、監査の指摘を今都市計画課長のほうから申しましたように、平成24年に指摘を受けて、それから占用許可という形でやってきましたけれども、私どもとしては今回指摘を受けながら占用でやっていたということもありますので、条例改正に踏み切ったというのは一つあると思います。

それとあと、近隣市の状況につきましては、筑紫地区ではございますけれども、筑紫野市と、それと大野城市には、今回都市公園法第5条に基づく条例改正ということでさせていただいていますが、筑紫野と大野城市には実際それぞれ公園条例には入ってはおります。

もう委員もご存じだと思いますけれども、国は公園利用者が減ってきている、公園をどういうふうに関活用していこうかというところで、平成30年3月に国の法改正を行いまして、とにかく今ある公園をどういうふうに関活用していくかとか、あとそれぞれ地域地域に合った個性のある公園、特色ある公園をどう引き出すかということで、そういう趣旨で都市公園法を改正をされてあります。そういう趣旨に基づいて、太宰府市としましても今回改正する必要があるのかなということで提案をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（宮原伸一委員） よろしいですか。

ほかにありませんか。

橋本委員。

○委員（橋本 健委員） まず、歴史スポーツ公園の現状についてお尋ねをしたいんですが、現在体育関係者、クラブ関係者の倉庫が設置がしてあると思うんですけども、倉庫が何台あって、差し支えなければ、そのスポーツ団体の名前も公表いただければなと思っているんですが、いかがでしょうか。

○委員長（宮原伸一委員） 都市計画課長。

○都市計画課長（竹崎雄一郎） 現在、歴史スポーツ公園につきましては、スポーツ団体が設置している分につきましては6基ございます。団体名につきましては、差し控えさせていただければというふうに思っております。

以上です。

○委員長（宮原伸一委員） 橋本委員。

○委員（橋本 健委員） そしたら、これは、今回の条例は市全域の公園にもかかわってくると思うんですね。本会議2日目の回答で、市内には137カ所の公園があるというふうなご回答で

したけれども、これは間違いはないでしょうか。

○委員長（宮原伸一委員） 都市計画課長。

○都市計画課長（竹崎雄一郎） 間違いございません。市内137公園ございます。

○委員長（宮原伸一委員） 橋本委員。

○委員（橋本 健委員） じゃあ、その137カ所の中で同じように体育倉庫、倉庫を設置してある箇所は何カ所あるんでしょうか。

○委員長（宮原伸一委員） 都市計画課長。

○都市計画課長（竹崎雄一郎） 22カ所の公園で設置がございます。率にしまして、16.05%です。

以上です。

○委員長（宮原伸一委員） 橋本委員。

○委員（橋本 健委員） その22カ所にも影響を与えてくるわけですが、主に今グラウンドゴルフが非常に盛んで、お年寄りの方が楽しみにいらして、やはり公園の近くにあると道具、準備をしやすい、そういうことで公園内に設置してあるんだろうと思うんですが、ほとんどグラウンドゴルフ関係者でしょうか、その22カ所というのは。

○委員長（宮原伸一委員） 都市計画課長。

○都市計画課長（竹崎雄一郎） 調査いたしまして、ほとんどにつきましては自治会が設置しています掃除用具であるとか自治会の備品とかというのがほとんどでございます。

以上です。

○委員長（宮原伸一委員） 橋本委員。

○委員（橋本 健委員） 体育用具類はないんですか、じゃあグラウンドゴルフの用具。その辺ははっきりわかりません。

○委員長（宮原伸一委員） 都市計画課長。

○都市計画課長（竹崎雄一郎） グラウンドゴルフ等の体育用品といいますか、備品は3カ所確認をしております。

以上です。

○委員長（宮原伸一委員） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

入江委員。

○委員（入江 寿委員） 今後ですけれども、例えば条例改定、違う団体の方がそちらの公園とかに倉庫を置いてよろしいだろうかと申請されれば、誰もが置けるわけじゃないと思いますが、そういったところの判断も都市計画課でされていかれるんでしょうか、そのあたりを。

○委員長（宮原伸一委員） 都市計画課長。

○都市計画課長（竹崎雄一郎） 条例改正のほうを行わせていただきまして、改正後につきましては公園管理者以外の者が設け、または管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認

められるもので、都市公園法施行令第5条第4項及び第7項の規定に定められた公園施設について、本会議でも質問、ご意見等いただいておりますけれども、そこら辺も踏まえまして公園管理者が判断、許可するものというふうに考えております。

○委員長（宮原伸一委員） よろしいですか。

ほかに。

堺委員。

○委員（堺 剛委員） それにあわせて、これは、私はどうしても監査から抜け切らんのですけれども、監査が指摘している問題点の中の一つに、結局建設課からスポーツ課、言い方は悪いですが、又貸し状態で、結局利用者、市民のほうからわかりづらいいですね、機構的な課題。これは、前回の指摘事項を見ていただいたらわかりますが、今後、事務分掌における役割分担の明確化と責任の所在と利用についての今回そのあたりも考えていただいた上で、そのことを施行規則に反映するというのをできないかどうか、そのあたりをお尋ねしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（宮原伸一委員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 私のほうから回答させていただきます。

今ご指摘いただいた点は、条例を今後どう生かすかによってというか、関しては非常に重要なことだというふうに考えていますので、私どもとしても、そういう行政内部の、今までが矛盾というか、そういうような指摘もございますので、そこは正していくということも一つあると思いますし、そこをなくしていくというのもひとつ今回条例改正をさせていただいてやっていきたいというふうには考えておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（宮原伸一委員） 堺委員。

○委員（堺 剛委員） ありがとうございます。ぜひ、そのあたりの是正をお願いしておきたいと思っております。

それとあわせて、今回の条例化は137施設におけるルール化でございますが、私が気になるのは施行規則をどのような形で、どういうスケジュール感で作り込みされていくおつもりなのか、また内容について、もしご答弁いただけるのであれば、概況についてお示しできる範囲で結構ですので、お知らせいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（宮原伸一委員） 都市計画課長。

○都市計画課長（竹崎雄一郎） 施行規則等につきまして、様式も含めて検討しております。早急に対応させていただきたいと。また、あと設置の自治会等の団体の説明も必要になっていきますので、説明、協議、その件に関しても今後進めさせていただきたいと、協議させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（宮原伸一委員） 堺委員。

○委員（堺 剛委員） 目途としては、来年度にまたがるかどうかわかりませんが、そのあたり、喫緊の対応ということで捉えていただいて、今回議案に上がった以上は、議決はどうかかわかりませんが、推進していかないと、市民の皆様にご負担をかけている状態もちょっと見受けられるみたいなので、よろしくお願ひしときたいと思います。

○委員長（宮原伸一委員） ほかに。
橋本委員。

○委員（橋本 健委員） 聞き逃したかもわかりませんが、今回の条例改正において、倉庫の設置を申請する場合には、窓口はスポーツ課なのか建設課なのかというのと、申請してから何年間置けるのか、有効期間ですね。お答えをお願いします。

○委員長（宮原伸一委員） 都市計画課長。

○都市計画課長（竹崎雄一郎） 都市公園の維持管理につきましては、都市整備部の建設課が行っておりますので、申請につきましては建設課となります。占用の期間につきましては、法律で10年以内というふうになっておりますので、そこも含めて検討させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（宮原伸一委員） ほかに。
よろしいですか。

堺委員。

○委員（堺 剛委員） しつこいようで申しわけありません。最後に1点だけ、これは言っておかないといけないと思う。

前回の監査のときに、多分もうおわかりになっていると思います。公園の整備台帳、これは整えていらっしゃるというよりか、あるのはあったけれどもちょっと整っていない状況が見受けられたという指摘になっていきますので、このあたりはよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（宮原伸一委員） 橋本委員。

○委員（橋本 健委員） 倉庫ですけれども、これ条例改正を協議された中で、倉庫の使用料、これは検討されなかったんでしょうか。年間幾らとか、そういった料金ですね。料金の協議はされなかったのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○委員長（宮原伸一委員） 都市計画課長。

○都市計画課長（竹崎雄一郎） 現在、建設課、都市計画課のほうで今後どのようにするかというところで、検討を行っているというところでございます。

以上です。

○委員長（宮原伸一委員） 私から1ついいですかね。

今聞いていると、監査の関係で歴史スポーツ公園の物置関係になっていきますけれども、これは137カ所全公園に関係することですよね、もちろん。

○都市計画課長（竹崎雄一郎） そのとおりです。

○委員長（宮原伸一委員） わかりました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宮原伸一委員） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宮原伸一委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第15号「太宰府市公園条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（宮原伸一委員） 全員挙手です。

よって、議案第15号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成4名、反対0名 午前10時15分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議案第16号 令和元年度太宰府市一般会計補正予算（第7号）について

○委員長（宮原伸一委員） 日程第2、議案第16号「令和元年度太宰府市一般会計補正予算（第7号）について」、当委員会所管分を議題といたします。

お諮りいたします。

審査の都合上、歳出から審査を行いたいと思います。また、歳出の説明において、関連として同時に説明しておいたほうがわかりやすい歳入等の項目につきましては、あわせて説明を求めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宮原伸一委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定いたします。

それでは、歳出の審査に入ります。

補正予算書の12、13ページをお開きください。

6款1項5目農地費について執行部の説明をお願いいたします。

建設課長。

○建設課長（中山和彦） おはようございます。

補正予算書12、13ページ、6款農林水産業費、1項農業費、5目農地費についてご説明申し上げます。

270農業用施設整備費1,800万円の増額補正でございます。

内容といたしましては、大字国分の新池、国分五丁目の西ノ池の2カ所の耐震調査費として1,800万円を計上させていただいております。この2カ所のため池につきましては、令和

2年度当初予算に計上し、議会のほうで認めていただければ事業を執行する予定でございましたが、国から令和元年11月に国の補正予算の方針が決定したことから、令和元年度農村地域防災減災事業の前倒しの事業採択、依頼があったために、令和元年度事業として補正をお願いするものでございます。

関連がございますので、補正予算書の8ページ、9ページをお開きください。

財源としましては、15款国庫支出金、2項国庫補助金、8目農林水産業費国庫補助金、1節農業費補助金、農業農村整備事業補助金として、1池800万円の2池で1,600万円でございます。なお、国庫補助率は100%となっております。

あわせて、補正予算書の4ページをお開きください。

第2表、繰越明許費についてご説明申し上げます。

先ほどご説明させていただきましたとおり、この6款農林水産業費、1項農業費のため池改修事業1,800万円につきましては、前倒し事業ということであり、適切な工期確保のために繰り越しをお願いするものでございます。

説明は以上です。

よろしく願いいたします。

○委員長（宮原伸一委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

堺委員。

○委員（堺 剛委員） ため池につきましては、今回2カ所されるということで、これは容認させてもらいたいと思うんですが、ほかにもたくさんため池については課題が残っていると思います。今さら私が言うべき問題ではないと思う。特に、国分地域においては、別に上ノ池も私も市民相談を受けながら市側のほうにお願いを申し上げておりますが、3年間そのままの状態でごさいます、調査研究はされているという状況の中で、いろいろなため池の今後どうふうにされていくのか、対応を、そのあたり、わかる範囲でいいのでご答弁いただければと思います。

○委員長（宮原伸一委員） 建設課長。

○建設課長（中山和彦） 今回上げさせていただいています耐震調査につきましては、平成29年度から実施させていただいております。平成29年度に1カ所、平成30年度6カ所、今回上げさせていただいているような形になっています。まず、そちらのほうを優先して耐震調査をさせていただいて、それに基づいて、あとは液状化とか課題がある分につきましては、そこいらの調査も新たにして、その後、補修なり改良工事を行うという形になります。それ以外のものにつきましても、危険度調査等を並行して行っておりますので、それを予算が可能な限り、危険な箇所を把握できている分につきましては、予算を上げさせていただきながら進めていきたいと思っております。

ただ、なかなかそこいらの部分が全て改良工事まで行けるかという、なかなかその点につきましては補助金の対象となりませんもんですから、そこいらの財源の部分をいろいろ研究しながらやっていきたいと思っているところです。

以上です。

○委員長（宮原伸一委員） 塚委員。

○委員（塚 剛委員） おっしゃるとる意味はよくわかるんですけども、うちの財政規模に合わせて、ため池調査は一般財源から捻出というのは非常に難しい課題であると、このことはよくわかります。ただ、これは災害レベルの課題でございまして、危険度が非常に高い。特に、住民地域の、例えば住宅街の横にあるため池等については、特にそのあたりは対応をお願いしたいなど。これは、お金の問題ではなくて、財産は地域の人命にかかわる課題でございまして、そのあたり、何がリスクなのか可視化をしていただいて、早急なる対応を要望しておきたいと思います。

○委員長（宮原伸一委員） 建設課長。

○建設課長（中山和彦） 委員さん言われますように、耐震診断箇所という部分について含めても、県の基準としては民家が近くにあるとか公共施設があるなど、被害想定が大きく見られる分につきましては優先して対応していきたいと思っておりますので、今後そういう部分を含めて検討していきたいと思っています。よろしくお願いたします。

○委員長（宮原伸一委員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宮原伸一委員） 次に進みます。

補正予算書の12、13ページに戻ります。

7款1項4目の観光費について執行部の説明をお願いいたします。

観光推進課長。

○観光推進課長（友添浩一） 7款1項4目観光費、細目291観光事業推進費についてご説明申し上げます。

今回、坂本八幡宮氏子会様より100万円の指定寄附をいただいております。

本市におきまして、令和になりまして初めての年越しでございましたので、年末年始の交通安全対策を実施させていただきましたが、この指定寄附の100万円をその経費に充当させていただきたく、計上させていただいております。いわゆる財源の更正でございます。

あわせて、歳入をご説明させていただきます。

補正予算書10ページ、11ページをお開きお願いいたします。

18款1項4目1節観光費寄附金でございますが、先ほどの氏子会様よりの指定寄附で100万円を計上させていただいております。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（宮原伸一委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

堺委員。

○委員（堺 剛委員） 金額について100万円、容認させていただきたいと思いますが、年末年始の今回新たな警備態勢を引かれて、トラブル等何かあったんでしょうかね、そのあたりをお聞きしておきたいと思って。

○委員長（宮原伸一委員） 観光推進課長。

○観光推進課長（友添浩一） 全般的ではございますが、今まで年末年始、通常の年末年始の警備態勢に加えまして、大宰府政庁跡周辺での交通の規制であるとか、そういったものを初めて導入させていただいておりますので、事前に規制に係る等いろいろとご意見等はあったかと思えます。実施中につきましても、交通規制がかかってあるところについての、どうして通れないんだかというようなお話もありましたし、交通の渋滞、その旨についてのご意見もあったということでございます。

以上です。

○委員長（宮原伸一委員） 堺委員。

○委員（堺 剛委員） 今回、ありがたいことに令和の影響を受けての今回特別警戒で、また範囲が広がったというふうに私は認識しておりますが、問題は市民の方々が情報キャッチできていない方も若干いたんじゃないかなというのが実情でございまして、そうであれば集中の期間を見直すとか集中のあり方を検討するとか、そのあたりはどういうふうに見解をされているのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（宮原伸一委員） 都市計画課長。

○都市計画課長（竹崎雄一郎） 交通規制につきましても、都市計画課のほうで担当させていただいておりますので、私のほうからご説明をさせていただきたいと思えます。

例年の太宰府天満宮周辺の交通規制にあわせて、今回令和ということで、令和の関係で急遽と申しますか、ということで、交通渋滞とか坂本八幡周辺にお住まいの方々に多大なるご迷惑がかかるのではないかと申すことで、急遽交通規制のほうを警察のほうと協議をして、警察のほうで実施をしていただくような形になりました。

先ほど観光推進課長のほうからご説明させていただきましたとおり、手続等もございまして、近隣にお住まいの方、許可証が必要な方からさまざまなご意見というのもいただいております。

今回、今年実施をしまして交通渋滞の反省会と申しますか、天満宮も含めて、警備会社、警察等も入れてしております。その中で、来年度についてはそういうご指摘もございまして、もう少し早目にそういう周知等も実施をしないといけないということで、準備を前倒しして実施をしなければならぬということで反省点として上がっておりますので、来年はそのように、また早目に行いたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（宮原伸一委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宮原伸一委員） 次に進みます。

補正予算書の14、15ページをお開きください。

8款2項3目の地域交通対策費について執行部の説明を求めます。

都市計画課長。

○都市計画課長（竹崎雄一郎） 補正予算書14ページ、15ページ。

8款土木費、2項道路橋梁費、3目地域交通対策費、細目番号241渋滞対策費に係る財源更正についてご説明をさせていただきます。

現在、策定中の総合交通計画及び地域公共交通網形成計画の中において、自転車活用についても有効な交通手段として計画の中に盛り込むことで進めておりますけれども、福岡県道路維持課より、福岡県市町村自転車ネットワーク計画策定支援事業を活用することにより補助を受けられるとの情報をいただきましたことから、現在業務委託をしております交通体系再編計画策定業務委託の中で調査する項目に加えまして、自転車ネットワーク計画の基礎資料として必要な項目に係る費用について、追加項目分の変更契約額38万5,000円を既設予算の残額にて対応することとしております。

歳入についてご説明をさせていただきます。

補正予算書8ページ、9ページをお開きください。

16款県支出金、2項県補助金、7目土木費県補助金、1節都市計画費補助金、自転車ネットワーク計画策定支援事業補助金250万円の増額補正でございます。補助対象経費は、自転車ネットワーク計画策定に必要な調査関係費に係る経費に対し、事業費の2分の1以内、上限250万円の補助となりますことから、今回事業費585万4,000円に対し、補助金額250万円を補正計上するものでございます。

説明は以上です。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（宮原伸一委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宮原伸一委員） 次に、第2表、繰越明許費の審査に入ります。

補正予算書の4ページをお開きください。

初めに、6款農林水産業費について説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（中山和彦） 6款農林水産業費、2項林業費の林道四王寺線改良事業406万5,000円に

ついでご説明申し上げます。

内容につきましては、林道四王寺線11カーブと12カーブの間の雨水管改修設計業務委託料でございます。業務に際し、今回の改修箇所につきましては、特別史跡地内であることから、改修工法の選定に伴い、工法の選定に時間を要したということから繰り越しをお願いするものでございます。

説明は以上です。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（宮原伸一委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

橋本委員。

○委員（橋本 健委員） 時間を要したということですが、そしたらいつから始めていつぐらいに終わるのか、工期、工事ですね。その辺は見込みは立っているのでしょうか。

○委員長（宮原伸一委員） 建設課長。

○建設課長（中山和彦） この設計業務につきましては、12月議会のほうで補正予算で認めていただいた設計料でございまして、実際工事に、今のところまだ設計ができ上がっておりませんので、年内中ということで今のところ予定をしているところです。

以上です。

○委員長（宮原伸一委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宮原伸一委員） 次に進みます。

次、7款商工費について説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（伊藤健一） 第2表、繰越明許費の7款商工費、1項商工費、事業名「プレミアム付き商品券事業」の5,830万4,000円についてご説明いたします。

本事業につきましては、昨年10月に実施されました消費税率の引き上げによる家計への影響を緩和するとともに、地域における消費の喚起を目的としまして、低所得者及び子育て世帯にプレミアム付き商品券を発行するというものでございます。

当該商品券につきましては、その使用期間を昨年10月1日から本年2月29日までとしまして、現在、市内の登録店舗で使用されたものを随時換金しているところでございます。

換金に当たりましては、使用済みの商品券を登録店舗が委託業者に送付し、そこで集計作業を行った上で市に明細が届くという流れになっておりますが、国の指導によりまして、その支払いの明細が市に届いた日をいわゆる検収日、事業完了日とすることとなっております。このことから、4月1日以降に市に届いた分につきましては、繰越予算から支払うと、換金させていただくということになります。

このようなことから、概算ではございますが、換金に要する歳出予算のプレミアム付き商品券事業補助金及び商品券の製造、集計業務に係る委託料の合計5,830万4,000円を繰越明許費として計上させていただくものでございます。

説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（宮原伸一委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

堺委員。

○委員（堺 剛委員） 内容については、問題ないと思います。

ただ、私だけなんでしょうか、迷うのが低所得者対策についてのプレミアム商品券と事業者に対するプレミアム商品券とあるじゃないですか。名称が同じなので、何か非常にわかりづらいといいますか、対象者が何かこう。私だけなのかもしれませんが、そのあたり、どういうふうに所管としてはお考えですかね。

○委員長（宮原伸一委員） 産業振興課長。

○産業振興課長（伊藤健一） 今ご指摘いただいた事業者に対する商品券といいますのは、商工会が中心になって行うということでございますですかね。名称としまして、商工会を中心として行っておりますのは、得とく商品券というような呼び方をしているところでございますが、余り浸透していないということでありましたら、大変申しわけありません。

○委員（堺 剛委員） いえいえ。

○産業振興課長（伊藤健一） プレミアム付き商品券ということでは、同じような名称を使っておりますので、混乱を招いたかもしれませんが、そのような状況になっております。

以上でございます。

○委員長（宮原伸一委員） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宮原伸一委員） 最後に、8款土木費について説明を求めます。

建設課用地担当課長。

○建設課用地担当課長（伊藤 剛） 8款土木費、2項道路橋梁費の道路新設改良事業300万円についてご説明申し上げます。

繰り越しをお願いする予算は、13節委託料の測量及び分筆登記書類作成委託料になります。これは、JR市の上踏切改良事業における踏切内の道路用地について、地権者との土地の交換及び買収の協議に時間を要したため、用地測量の着手が遅れたことと合わせて、JR軌道敷ということもあり、手続等の作業完了までに相当の時間を要することから、繰越明許補正をお願いするものです。

続きまして、下の段の8款土木費、2項道路橋梁費の道路新設改良（防止・安全社会資本整備交付金）事業1億1,329万9,000円のうち1億377万5,000円についてご説明申し上げます。

繰り越しをお願いします予算は、17節の用地購入費及び22節の建物移転補償費になります。これは、水城駅・口無線道路改良事業における道路用地取得に係る費用で、地権者とは昨年10月に土地売買契約及び建物移転補償契約を締結しております。移転の完了までに相当の時間を要しますので、繰り越しの明許補正をお願いしますものです。

○委員長（宮原伸一委員） 建設課長。

○建設課長（中山和彦） 残額の952万4,000円についてご説明申し上げます。

繰り越しをお願いします予算は、15節の工事請負費になります。これは、青葉台1号線第31-1工区道路改良工事につきまして、施工に伴い占用許可物件、電気、ガス等の管理者と事前の協議及び西鉄バスの迂回路の協議に時間を要したことから、今回の繰り越しをお願いしますものでございます。

次に、8款土木費、2項道路橋梁費の生活道路改良事業4,798万円のうち1,298万円についてご説明申し上げます。

繰り越しをお願いします予算は、側溝のふたかけ事業に当たります。この側溝ふたかけ事業につきましては、側溝ふたかけ計画に伴い実施させていただいておまして、今回梅香苑地内に2カ所、青山26号線の計3件施工しているものです。施工に当たって、使用材料が特許製品であり、取り扱いメーカー、広島県にありますが、その工場が他地域の災害復旧対応製品の製作に集中しているということから、本工事の資材手配調整に時間を要するというので、今期工期に間に合わず、繰り越しをお願いしますものです。

○委員長（宮原伸一委員） 建設課用地担当課長。

○建設課用地担当課長（伊藤 剛） それでは、4,798万円のうち3,500万円についてご説明申し上げます。

繰り越しをお願いします予算は、17節の用地購入費になります。これは、令和元年12月議会で補正予算の承認をいただきました水城小学校裏門に隣接した土地の購入費です。現在は、土地所有者と引き続き協議中で、もうしばらく時間を要する見込みのため、繰越明許補正をお願いしますものです。

説明は以上です。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（宮原伸一委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

橋本委員。

○委員（橋本 健委員） 8款の生活道路改良事業の中で、側溝のふた、これが今回は梅香苑2カ所と青山も2カ所。

○建設課長（中山和彦） 1カ所です。

○委員（橋本 健委員） 1カ所。これは、まだまだふたがない地域もあると思うんですけども、あと残っているところがわかれば教えていただければ。多分、高雄あたりもないんだろうと思うんですがね。あるだろうと思うんです。

○委員長（宮原伸一委員） 建設課長。

○建設課長（中山和彦） 側溝ふたかけ設置事業の計画につきましては、今10年間の中で計画をさせていただいております。計画としては、令和9年度までで完了することで今計画を立てているところです。

あとにつきましては、例えば東ヶ丘とか梅香苑もまだ残っております。あと、東観世、あと都府楼、大佐野台、そのほかは高雄台、あと国分台というところで、今申し上げたものは年度がばらばらにはなりますけれども、あと残りはその自治会のほうの部分を計画を立ててやっていこうということで今進めております。

以上です。

○委員長（宮原伸一委員） よろしいですか。

ほかにありませんか。

入江委員。

○委員（入江 寿委員） 8款2項のところの生活道路改良事業のところ、水城小学校裏門のあたりの用地購入3,500万円、折り合いがつかないようですけども、なぜ折り合いがつかないか教えていただければ。

○委員長（宮原伸一委員） 建設課用地担当課長。

○建設課用地担当課長（伊藤 剛） この協議に関しまして、折り合いがつかないということよりも、引き続き交渉している状況で、交渉内容の詳細はお話しできませんけれども、土地所有者がかわりまして、新しい所有者の方には市の方針をお伝えし、理解していただいている状況でございます。そういう状況で、現在前向きな協議をさせていただいております。議会の皆様には報告できる時期が来ましたら、ご報告させていただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○委員長（宮原伸一委員） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宮原伸一委員） それでは、当委員会所管分全般について質疑漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宮原伸一委員） 次に、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宮原伸一委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第16号「令和元年度太宰府市一般会計補正予算（第7号）について」、当委員会所管分を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（宮原伸一委員） 全員挙手です。

よって、議案第16号の当委員会所管分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成4名、反対0名 午前10時43分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 意見書第1号 I R推進法及びI R整備法の廃止を求める意見書

○委員長（宮原伸一委員） 日程第3、意見書第1号「I R推進法及びI R整備法の廃止を求める意見書」を議題といたします。

それでは、意見書第1号について協議を行います。

ご意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宮原伸一委員） これで協議を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

橋本委員。

○委員（橋本 健委員） この「I R推進法及びI R整備法の廃止を求める意見書」について、反対の立場で討論をいたします。

この法案につきましては、カジノイコールギャンブルという悪いイメージがひとり歩きしている印象がありますが、これは実は統合型リゾート、すなわちカジノやホテル、レストラン、国際会議場、そして展示施設などの複合型観光施設であります。日本政府は、もっと外国人観光客に来てもらうにはどうしたらいいのか、観光大国としての地位確立を目指しており、外国人観光客を集客し、地域経済の発展と雇用拡大という経済活性化が期待できる法案であります。ギャンブル依存が非常に懸念されておりますけれども、日本人の場合は週3回、月10回まで、顔認証のチェックと、それから本人確認のマイナンバーカードの提示という入場制限つきでありまして、主にこれは外国人を対象とした外貨獲得のための法案であります。

よって、今回提出されました意見書につきましては、反対とさせていただきます。

○委員長（宮原伸一委員） 賛成討論はありませんか。

ほかに討論はありませんか。

入江委員。

○委員（入江 寿委員） 「I R推進法及びI R整備法の廃止を求める意見書」に対して、反対の立場で討論させていただきます。

政府は、カジノ規制を担当するカジノ管理委員会を1月に発足させ、日本人等の入場回数を

連続する7日間で3回、28日間で10回に制限。本人入場回数の確認手段として、マイナンバーカード及び公的個人認証を義務づけ、20歳未満の者や暴力団員等、入場料未払い者、入場回数制限超過者については、カジノ施設への入場等禁止、カジノ事業者に対しても、これらの者を入場させてはならない等を義務づけております。利用者の情報をカジノ管理委員会が一元管理するシステムになっているとおり、事業者から反社会勢力を排除するに当たり、役員等の家族関係や財産を調査するのは、カジノ管理委員会が担うこととなっております。事業者が利用者に融資する制度やマネーロンダリング対策等の詳細な事項は、カジノ管理委員会で定めることになっており、ギャンブル依存症対策として相談窓口や治療体制などの具体的なことは、自治体と事業者でつくる計画に盛り込まれていることになっております。

以上のことからして、国、カジノ管理委員会、自治体等が慎重に規制等を検討して施行できる体制になっていることは明白でございますので、よって今回の「IR推進法及びIR整備法の廃止を求める意見書」提出には反対させていただきます。

○委員長（宮原伸一委員） ほかに討論はありませんか。

堺委員。

○委員（堺 剛委員） 皆さんされるんで、私もじゃあ一言。

私は、今回は反対の立場で討論させていただきたいと思います。

意見書について、紙でどうのこうのというよりは、私も公明党議員としてやらせていただく中で、依存症に対する基本的なもの、それとあとギャンブルの部分、それとあとともともとリゾート型の整備法ができたゆえんというものは、2040問題の社会保障の世代型の保障をしていく中で、2040時代に後期高齢者が75歳を全員越してしまう、そういった中で経済基盤が、若者が今の2分の1になると予測されている中で、経済をしっかりと下支えするための外貨獲得でございます。そういった意味で、うち公明党のほうとしても、ギャンブルに対する全面的な賛成というよりは、一定の規制をかけてやっていくというところで、今まで国の責任、自治体の役割、そして多重債務者とか困難者に対する施策、そういったもので一定の整備をかけさせていただきました。

そういった中で、先ほど橋本委員からも、入江委員からもお示しいただいたように、カジノの入場については上限整備をさせていただいて週3回、月10回までと。マイナンバーカードは当然のごとく、入場料6,000円というところで一定の整備をさせていただいて、IRの中身についても、1つのカジノに対してギャンブルの施設に関しては1つと。それと、3%以下の敷地面積ということで、厳しい条件のもとで最高のセキュリティーをかけながら進めている国のやり方について、今軽々に反対だ、賛成だということを議会として申し上げるのはいかがなものかと、こういう姿勢に立ちまして、今回は反対の討論とさせていただきます。

以上でございます。

○委員長（宮原伸一委員） 賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宮原伸一委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第1号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手なし）

○委員長（宮原伸一委員） 挙手なしです。

したがって、意見書第1号「IR推進法及びIR整備法の廃止を求める意見書」については否決すべきものと決定いたしました。

〈否決 賛成0名、反対4名 午前10時49分〉

○委員長（宮原伸一委員） 以上で当委員会に審査付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（宮原伸一委員） ここでお諮りいたします。

当委員会における委員会の審査内容と結果の報告及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宮原伸一委員） 異議なしと認め、お諮りした件につきましては委員長に一任することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（宮原伸一委員） これをもちまして建設経済常任委員会を閉会いたします。

閉会 午前10時50分

~~~~~ ○ ~~~~~

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり建設経済常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

令和2年5月21日

建設経済常任委員会 委員長 宮原伸一